

平成22年度観音寺市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び観音寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年観音寺市条例第36号）第6条の規定に基づき、平成22年度観音寺市の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成23年12月28日

観音寺市長 白川晴司

I 職員の任免及び職員数に関すること

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況

(単位：人、平成22年度中)

区 分	採用	退職		
		定年	勸奨	自己都合 その他
一般事務職	5	13	6	2
保健師	0	0	0	0
看護師	1	0	0	0
保育士	2	3	5	0
幼稚園教諭	2	3	1	0
技能労務職	0	0	1	0
合 計	10	19	13	2

(2) 採用試験の実施状況（平成22年度）

種類	区分	内容	職種等
競争試験	大学卒業程度	1次試験 筆記試験 2次試験 作文試験	一般事務、社会福祉士
	短大卒業程度	性格検査 集団討論	保育士・幼稚園教諭
	高校卒業程度	口述試験	一般事務、船員

(注) 競争試験とは、特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法をいいます。

(3) 採用者数（平成22年度、単位：人）

試験の種類	試験の名称	試験区分	申込者数	採用者数
競争試験	大学卒業程度	一般事務	104	5
		社会福祉士	19	1
	短大卒業程度	保育士・幼稚園教諭	31	4
	高卒程度	一般事務	11	2
		船員	1	1

2 職員数

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人、各年4月1日現在)

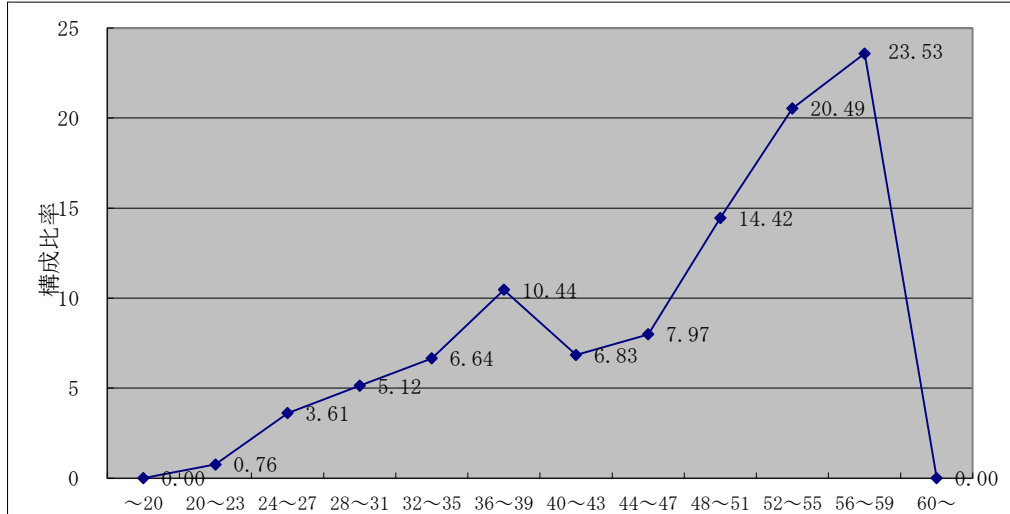
部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由 等	
		平成21年	平成22年			
普通会計部門	一般行政部門	会 計	5	5	0	事務の統廃合縮小、退職者不補充等
		総務企画	87	88	1	
		税 務	29	29	0	
		民 生	95	91	△ 4	
		衛 生	66	64	△ 2	
		労 働	0	0	0	
		農林水産	26	25	△ 1	
商 工		8	8	0		
土 木	37	33	△ 4			
	計	353	343	△ 10	<参考> 人口1,000人当たり職員数 5.35人 (類似団体の1,000人当たり職員数 6.55人)	
	教育部門	112	110	△ 2	退職者不補充等	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	465	453	△ 12	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.06人 (類似団体の1,000人当たり職員数 8.85人)	
公営企業等 会計部門	水 道	27	26	△ 1	退職者不補充	
	交 通	5	4	△ 1		
	下 水	9	9	0		
	そ の 他	37	35	△ 2		
	小 計	78	74	△ 4		
	合 計	543 [550]	527 [540]	△ 16 [△ 10]	<参考> 人口1,000人当たり職員数 8.21人	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数(ただし、教育長を含む。)です。

2 [ ] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況

(平成22年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	19人	27人	35人	55人	36人	42人	76人	108人	124人	1人	527人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成18年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成18年4月1日 職員数	平成22年4月1日 目標職員数	純減数	純減率
617人	554人	△63人	△10.2%

(注) 平成17年10月11日1市2町合併により、平成18年4月1日から4年間の計画となっています。

(参考) 観音寺市における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成27年4月1日	△189人

(注) 市定員適正化計画において、平成18年4月1日から平成27年4月1日までの計画となっています。

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

(各年4月1日現在、単位:人)

部門	区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成18~22年	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	計	
一般行政	職員数	397	387	368	353	343	—	—
	増減		▲10	▲19	▲15	▲10	▲44 (%)	—
教育	職員数	135	131	118	112	110	—	—
	増減		▲4	▲13	▲6	▲2	▲23 (%)	—
消防	職員数	—	—	—	—	—	—	—
	増減		—	—	—	—	—	—
公営企業 等会計	職員数	85	84	82	78	74	—	—
	増減		▲1	▲2	▲4	▲4	▲7 (%)	—
計	職員数	617	602	568	543	527	—	554
	増減		▲15	▲34	▲25	▲16	▲74 (117.5%)	▲63

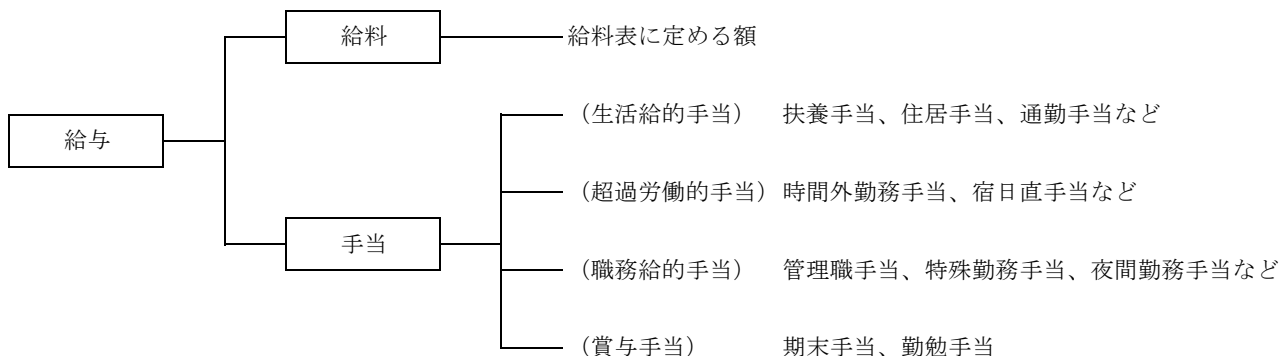
(注) 1 平成17年10月11日に合併したため、計画期間は平成18年～平成22年の4年間となっていますが、部門別は設定していません。

2 ( %) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示しています。

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません（地方公務員法第24条第1項、第3項及び第6項）。

（参考）職員の給与体系



### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成21年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成22年度	63,706	28,719,339	684,158	4,466,522	15.5	17.2

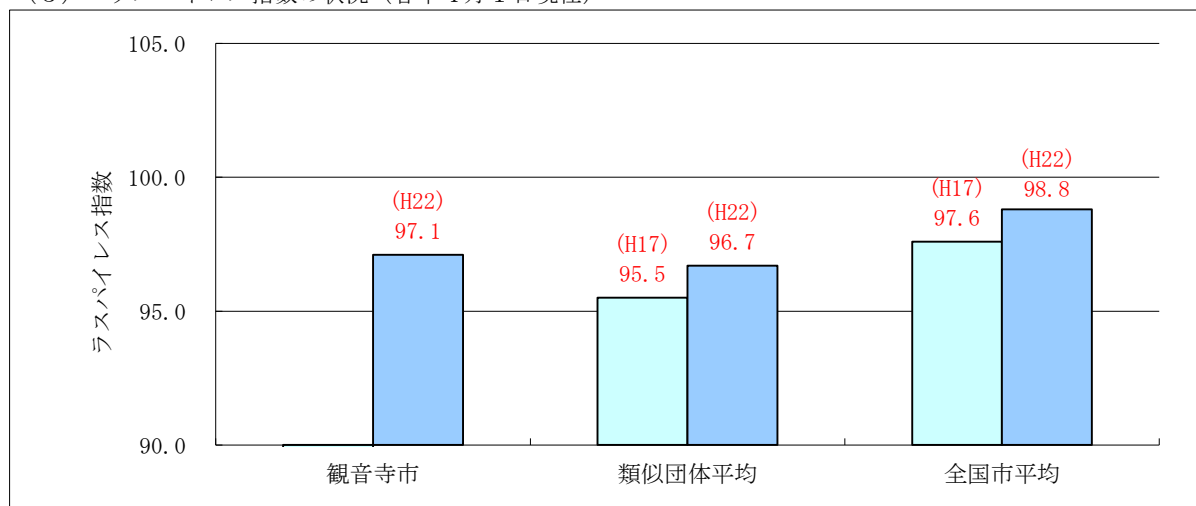
- (注) 1 実質収支とは当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除したものである。  
2 人件費には議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、共済費等を含む。

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成22年度	435	1,891,903	126,013	665,313	2,683,229	6,168

- (注) 1 職員手当は退職手当を含んでいません。  
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。  
3 平成17年10月11日に合併したため、5年前（平成17年4月1日）のデータは存在しません。

(4) 給与改定の状況

- ・給料表の減額改定（若年層を除く。）
- ・自宅にかかる住居手当の廃止
- ・期末手当と勤勉手当の支給月数の引き下げ

2 職員の平均給料月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成22年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
観音寺市	47.5 歳	358,700 円	397,486 円	381,001 円
香川県	44.5 歳	342,943 円	398,765 円	363,410 円
国	41.9 歳	325,579 円	—	395,666 円
類似団体	43.8 歳	331,740 円	383,940 円	358,484 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
観音寺市	51.8 歳	346,400 円	372,867 円	354,234 円
うち清掃職員	50.1 歳	362,800 円	424,226 円	378,463 円
うち給食調理員	52.5 歳	336,200 円	342,832 円	340,760 円
うち校務技師	54.3 歳	355,400 円	361,566 円	356,358 円
うち自動車運転手	38.6 歳	— 円	— 円	— 円
香川県	50.2 歳	345,688 円	378,801 円	360,914 円
国	49.3 歳	284,514 円	—	322,291 円
類似団体	49.1 歳	295,951 円	318,916 円	307,852 円

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
観音寺市小中学校 (幼稚園)教育職	47.6 歳	356,900 円	380,123 円
香川県小中学校 (幼稚園)教育職	46.0 歳	386,494 円	425,421 円
類似団体	42.6 歳	315,305 円	339,335 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	観音寺市	香川県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	170,478(172,200) 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	138,699(140,100) 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	143,501(144,950) 円	— 円
	中学卒	— 円	127,908(129,200) 円	— 円
教育職	大学卒	172,200 円	190,872(192,800) 円	— 円
	高校卒	— 円	147,312(148,800) 円	— 円

(注) 1 香川県は給料減額措置をとっており、( )内の金額は給料減額前の額です。

2 国の一般行政の初任給は、Ⅱ種採用者のものです。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	262,633 円	304,200 円	372,634 円
	高校卒	223,900 円	266,750 円	318,900 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	297,400 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

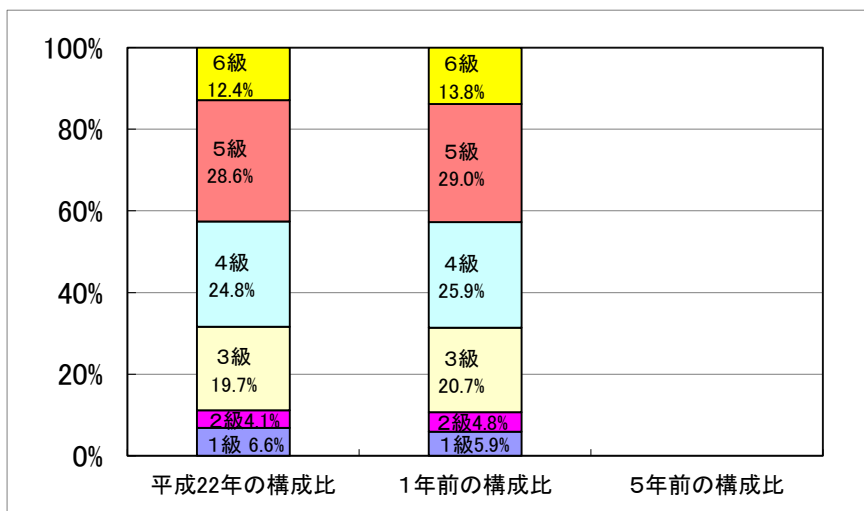
(注) 「—」は、当該経験年数の職員が在職していないことを表しています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成22年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	事務員、技術員、保育士、栄養士、主事、技師	19 人	6.8 %
2 級	主事、技師、保育士、栄養士、技術員	12 人	4.3 %
3 級	係長、主任、所長補佐、主任技術員	57 人	20.4 %
4 級	課長補佐、支所長補佐、局長補佐、所長補佐、室長、副主幹、主査、総括技術員	72 人	25.8 %
5 級	室長、課長補佐、支所長補佐、所長、次長、局長補佐、所長補佐、副主幹	83 人	29.8 %
6 級	部長、参事、課長、局長、支所長、主幹	36 人	12.9 %

- (注) 1 観音寺市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 1 平成18年に8級制から6級制に変更しています。  
 (旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)  
 2 平成17年10月11日に合併したため、5年前（平成16年）のデータは存在しません。

(2) 昇給期間短縮の状況

区分	職員数	全職種
平成21年度	A	— 人
	普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数	— 人
	B	— 人
	比率	— %
	B/A	
平成20年度	A	— 人
	普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数	— 人
	B	— 人
	比率	— %
	B/A	

(注) 平成18年度から昇給期間が年に1度となっているため、昇給期間短縮はない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

観音寺市	香川県	国
1人当たり平均支給額 (平成22年度) 1,500 千円	1人当たり平均支給額 (平成22年度) 1,631 千円	—
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45 月分) (0.65 月分)	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45 月分) (0.65 月分)	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45 月分) (0.65 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当 (平成22年4月1日現在)

観音寺市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	8,914 千円	26,061 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

該当ありません。

(4) 特殊勤務手当 (平成22年4月1日現在)

支給実績 (平成22年度決算)				7,621 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)				98,968 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成22年度)				15.4 %
手当の種類 (手当数)				11
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		左記職員に対する支給単価
市税徴収手当	税務職	1 外勤をして直接市税の徴収業務に従事	2 税の滞納処分 (差押え、差押物件の引揚げ) に従事	1 1日250円 2 1件につき200円
感染症等防疫手当	一般行政職 看護保健職	感染症患者等の収容、消毒等の防疫業務に従事		1日2,000円
福祉事務従事手当	一般行政職	1 生活保護業務に直接従事	2 人権推進の事務に従事	1 1日250円 2 1日250円
行旅病死処理手当	一般行政職	行旅病死の処理及び死体の収容業務に従事		1人1件につき9,000円
塵芥収集手当	技能労務職	1 塵芥の収集作業に直接従事	2 塵芥収集車の運転に従事	1 1日800円 2 1日150円以内
し尿処理手当	技能労務職	し尿の処理作業に直接従事		1日800円
犬、猫等死体収集作業手当	一般行政職 技能労務職	直接、犬、猫等の死体収集作業に従事		1件につき300円
下水路等清掃手当	技能労務職	1 下水路等の清掃業務を本務とする職員で直接作業に従事	2 下水路等の清掃業務に係る車両の運転に従事	1 1日800円 2 1日150円
離島勤務手当	一般行政職	離島勤務を本務とする職員で、市航路を利用したもの		1日250円
機関長手当	海事職	連絡船の機関長職		乗船1日250円
乗船手当	海事職	連絡船で乗船作業に従事		乗船1日400円



## (5) 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	63,087 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	163 千円

## (6) その他の手当（平成22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成22年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 13,000円</li> <li>配偶者以外の扶養親族 6,500円</li> <li>配偶者がいない場合の1人目 11,000円</li> <li>16歳年度初めから22歳年度末までの加算 1人につき5,000円</li> </ul>	同じ	40,574 千円	207,008 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅居住者のうち新築、購入後5年を経過するまでの世帯主 2,500円 ただし、平成21年12月1日廃止</li> <li>借家、借間居住者（最高支給限度額） 27,000円</li> </ul>	同じ	8,611 千円	246,028 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用者 運賃相当額（限度額 55,000円）</li> <li>自動車等の使用者 使用距離区分に応じ支給（片道2km以上）から最高 24,500円</li> </ul>	同じ	18,711 千円	46,430 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>部長職 58,500円</li> <li>参事 54,000円</li> <li>課長職 49,600円</li> <li>主幹 40,800円</li> <li>課長補佐職 35,700円</li> </ul>	同じ	47,051 千円	500,547 円
管理職特別勤務手当	次の職にある職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は祝祭日に勤務した場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>部長職 6,000円</li> <li>課長職 5,000円</li> <li>課長補佐職 4,000円</li> </ul>	—	— 千円	— 円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

給料	区分	給料月額等	
		(参考) 類似団体における最高/最低額	
報酬	市長	947,000 円	1,014,000 円 / 401,000 円
	副市長	730,000 円	822,000 円 / 399,600 円
	議長	539,000 円	543,000 円 / 305,000 円
期末手当	議長	465,000 円	503,000 円 / 250,000 円
	副議長	430,000 円	457,000 円 / 240,000 円
退職手当	市長	(算定方式) 947,000×500/100×勤続年数	(1期の手当額) 18,940,000 (支給時期) 任期毎
	副市長	730,000×350/100×勤続年数	10,220,000 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(注) 市長及び副市長の給料月額については、平成22年4月1日から10%の減額措置を実施しています。

(減額後) 市長 852,300円  
副市長 657,000円



## 6 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)・ 平成21年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 22年度	1,333,697	185,120	109,713	8.2	12.7

区分	職員数 A	給 与 費			一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当 計 B	
	人	千円	千円	千円	千円
平成 22年度	27	109,713	14,860	39,255	6,068

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。  
2 職員数は、平成22年3月31日現在の人数です。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成22年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
観音寺市	48.0 歳	381,404 円	556,953 円
団体平均	45.6 歳	366,719 円	546,495 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

観 音 寺 市		観音寺市 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (平成22年度) 1,510 千円		1人当たり平均支給額 (平成22年度) 1,500 千円	
(平成22年度支給割合)		(平成22年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45 月分)	勤勉手当 1.35 月分 (0.70 月分)	期末手当 2.60 月分 (1.45 月分)	勤勉手当 1.35 月分 (0.70 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### イ 退職手当 (平成22年4月1日現在)

観 音 寺 市			観音寺市 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	8,914 千円	26,061 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額です。

##### ウ 地域手当

該当ありません。

##### エ 特殊勤務手当 (平成22年4月1日現在)

該当ありません。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	3,035 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	169 千円

カ その他の手当（平成22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 （平成22年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成22年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13,000円</li> <li>・配偶者以外の扶養親族 6,500円</li> <li>・配偶者がいない場合の1人目 11,000円</li> <li>・16歳年度初めから22歳年度末までの加算 1人につき5,000円</li> </ul>	同じ	2,793 千円	214,877 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅居住者のうち新築、購入後5年を経過するまでの世帯主 2,500円 ただし、平成21年12月1日廃止</li> <li>・借家、借間居住者 （最高支給限度額） 27,000円</li> </ul>	同じ	642 千円	321,000 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関利用者 運賃相当額（限度額 55,000円）</li> <li>・自動車等の使用者 使用距離区分に応じ支給（片道2km以上）から最高 24,500円</li> </ul>	同じ	716 千円	39,800 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部長職 58,500円</li> <li>・課長職 49,600円</li> <li>・主幹 40,800円</li> <li>・課長補佐職 35,700円</li> </ul>	同じ	2,755 千円	550,966 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務1回につき 4,200円	—	3,938 千円	180,655 円
管理職特別勤務手当	次の職にある職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は祝祭日に勤務した場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・部長職 6,000円</li> <li>・課長職 5,000円</li> <li>・課長補佐職 4,000円</li> </ul>	—	— 千円	— 円

### Ⅲ 職員の勤務時間その他勤務条件に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第24条第4項及び第6項）。

#### 1 勤務時間（平成22年4月1日現在）

開始時刻	午前8時30分
終了時刻	午後5時15分
休憩時間	1時間
週休日	土曜日、日曜日
1週間の正規の勤務時間	38時間45分

（注）休憩時間は、正規の勤務時間に含まれません。（地方公務員の場合は、労働基準法第34条の規定により労働時間が6時間を超える場合に少なくとも45分の休憩時間を与えなければならないこととなっています。）

#### 2 その他の勤務条件

##### （1）休暇

（平成22年4月1日現在）

休暇の種類	事由	期間	給料	
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年20日	有給	
病欠休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間 私傷病の場合 90日	有給	
特別休暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	証人、参考人等	証人、鑑定人、参考人等として国会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄移植等	骨髄液を提供するため、検査や入院する場合	必要と認められる期間	有給
	結婚休暇	結婚する場合	7日以内	有給
	産前休暇	8週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	有給
	育児時間	生後2年に達しない子に授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分又は1日1回1時間以内	有給
	看護休暇（1）	職員の父母、配偶者又は中学校就学の始期に達するまでの子を看護をする場合	一の年において5日以内	有給
	看護休暇（2）	職員の妻が出産した場合で当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合	出産予定日の8週間前から出産後8週間後までの間に5日以内	有給
	出産補助休暇	職員の妻が出産した場合	出産日から1月以内に2日	有給
	忌引休暇	規則で定める親族が死亡した場合	親族に応じて1日から7日	有給
	祭祀休暇	職員の配偶者、父母、子及び配偶者の父母の祭祀	1日	有給
	夏季休暇	盆等の諸行事や心身の健康保持又は家庭生活の充実のため	7月から9月までの間に3日以内	有給
	災害等による休暇（1）	地震、水害、火災、その他の災害により職員の住宅が滅失又は損壊した場合	7日以内	有給
	災害等による休暇（2）	地震、水害、火災、その他の災害により出勤できない場合	必要と認められる期間	有給
	災害等による休暇（3）	地震、水害、火災、その他の災害により出勤途上の危険を回避するため勤務できない場合	必要と認められる期間	有給
	保健休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の健康診査	その都度必要と認められる期間	有給
妊婦健康保持	妊娠中の職員が、交通機関の混雑により母体保持に影響があると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間以内	有給	
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な場合	1生理期間内で2日以内	有給	
リフレッシュ休暇	心身のリフレッシュを図る	必要と認められる期間	有給	
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	6月の期間内で必要と認められる期間	無給	
組合休暇	任命権者の許可を得て職員団体の業務又は活動に従事する場合	1暦年に30日以内	無給	

## (2) 育児休業制度

(平成22年4月1日現在)

種 類	事 由	期 間	給 料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業	3歳に満たない子を養育する職員	正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

#### IV 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第28条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか1つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができるとされています（同法第29条）。

##### 1 分限処分の状況（平成22年度）

該当はありません。

##### 2 懲戒処分の状況（平成22年度）

該当はありません。

## V 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第30条）。

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同32条）、信用失墜行為の禁止（同33条）、職務上知り得た秘密を守る義務（同34条）、職務に専念する義務（同35条）、政治的行為の制限（同36条）、争議行為等の禁止（同37条）、営利企業等の従事制限（同38条）などさまざまな制約が課されています。

営利企業等従事許可の状況（平成22年度）

内 容	件 数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	なし
自ら営利を目的とする私企業を営むことの許可	なし
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	34件

## VI 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第39条）。

また、任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければなりません（同法第40条第1項）。

### 1 職員の研修

(平成22年度)

区 分		研修場所等	対象者	受講者数
階層別研修	課長級・課長補佐級・係長級等	香川県自治会館	昇任・昇格者等	42
能力開発研修	政策形成基礎講座等	香川県自治研修所	担当職員等	37
派遣研修	住民行政事務等	市町村アカデミー 国際文化アカデミー	担当職員	18

### 2 勤務成績の評定

役職別評価要素

(平成22年4月1日)

評価区分・要素		役職区分					
		部長職	課長職	補佐職	係長職	一般職	技能労務職
業績評価	目標管理	○	○	○			
	職務遂行実績	○	○	○			
	仕事の質量				○	○	
	信頼性・正確性				○	○	○
	効率性・迅速性				○	○	○
職務能力評価	指導・育成力	○	○				
	管理・統率力	○	○				
	判断・実行力	○	○				
	折衝・調整力	○	○				
	政策形成力	○	○				
	知識		○				
	情報の収集・分析		○				
	知識・技術			○	○	○	○
	指導力			○	○		
	判断力			○	○	○	
	折衝力			○	○		
	企画力			○	○		
	創意工夫					○	○
表現力					○		
熟練性						○	
職務姿勢・態度評価	責任感	○	○	○	○	○	○
	コスト意識	○	○	○	○	○	○
	積極性		○	○	○	○	○
	協調性			○	○	○	○
	服務規律			○	○	○	○
	応接態度					○	○
勤勉さ						○	

## Ⅶ 職員の福祉及び利益保護に関すること

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（同法第43条第1項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川縣市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

この他、職員は（財）香川縣市町村職員互助会及び観音寺市職員互助会に加入しています。

### 1 福利厚生制度

#### （1）各種健康診断の実施状況 （平成22年度）

区 分	対 象 者	受診者数(人)	備 考
短期人間ドック	年齢35歳以上の職員	323	身体測定・血液一般・肝機能・尿一般・胸部X線・胃部X線・腹部エコー・婦人科検診等
頭部人間ドック	年齢35歳以上の職員	32	頭部MR I・身体測定・血液一般・肝機能・尿一般等
定期健康診断	上記以外の職員	92	身体測定・血液検査・心電図・胸部X線等

#### （2）共済制度

##### ① 組合員数等 （平成22年4月1日現在）

区 分	組合員数（人）	被扶養者数（人）
香川縣市町村職員共済組合	515	416
香川県公立学校職員共済組合	49	7

##### ② 短期給付

組合員とその家族（被扶養者）の病気やけが、出産、死亡、休業、災害などに対する給付事業で、次のようなものがあります。

- ア 保健給付（療養給付、出産費、埋葬料、高額療養費等）
- イ 休業給付（傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金等）
- ウ 災害給付（災害見舞金、弔慰金等）

##### ③ 長期給付

組合員の退職後の年金や障害・遺族年金を給付する事業です。

##### ④ 福祉事業

組合員とその家族（被扶養者）の福祉の増進に資する事業で、次のようなものがあります。

- ア 保健事業（人間ドック等の健康保持及び増進事業）
- イ 貯金事業（組合員の貯金を受け入れ、効率的運用を図る）
- ウ 貸付事業（普通貸付、住宅貸付、特別貸付）
- エ 宿泊事業（保養・宿泊施設の運営）



### (3) 互助会制度

#### ① 香川県市町村職員互助会

##### ア 掛金・負担金

掛金	負担金
1,000円	1,000円

##### イ 主な事業

- ・ 給付事業 (人間ドック助成、結婚祝金、遺児育英資金、育児休業補助金等)
- ・ 厚生事業 (各種保険等)

#### ② 観音寺市職員互助会

##### ア 掛金・負担金

掛金	負担金
100円	100円

##### イ 主な事業

- ・ 給付事業 (出産祝金、災害見舞金、弔慰金等)
- ・ 福利厚生事業 (各種スポーツ大会、ハイキング等)

### 2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います(地方公務員法第45条第1項)。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

#### 公務災害等の認定状況 (平成22年度)

公務災害	通勤災害	合計
8	0	8

### 3 措置要求・不服申立て

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや(地方公務員法第46条)、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思うときは不服申立てをすることができます(同法第49条の2第1項)。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

平成22年度は、該当がありませんでした。